

消防特第 7 5 号

平成17年4月14日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁特殊災害室長

水素を燃料とする自動車の輸送中の事故に係る対応について

道路トンネルについては、「トンネルにおける自動車の火災事故防止等に関する当面の措置について」(昭和54年7月31日付消防予第144号)、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策について」(昭和54年12月25日付消防予第254号)、「トンネル等における自動車火災事故防止に関する非常施設の設置について」(昭和56年4月25日付消防予第96号)等により防火安全対策が講じられてきたところです。

今般、水素を燃料とする自動車(以下「燃料電池自動車」という。)を輸送する車両に係る水底トンネル等における通行規制の見直しについて別紙のとおり検討が行われ、各道路管理者においてその結果を踏まえた対応が検討されることとなりました。

つきましては、燃料電池自動車を輸送する車両に係る規制の見直しが行われる水底トンネル等に係る消防本部においては、従前の対策に加え、火災等の事故発生時に燃料電池自動車を輸送する車両の状況等について道路管理者と情報の共有ができるよう、必要に応じた措置の検討をお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれては、都道府県内の各消防本部に対してもこの旨ご周知いただきますようお願いいたします。